

1. 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 対象事業を実施しようとする者の名称

福井市

1.2 代表者の氏名

福井市長 東村新一

1.3 主たる事務所の所在地

福井県福井市大手3丁目10番1号

2. 対象事業の名称

2.1 対象事業の名称

福井市新ごみ処理施設整備事業

3. 対象事業の目的及び内容

3.1 対象事業の種類

ごみ焼却施設

3.2 対象事業の目的

現在、福井市（以下「本市」という。）のごみ処理は、区域によって、その処理施設が分かれており、福井・美山区域の燃やせるごみは福井市クリーンセンター（焼却処理）及び県外民間処分場（最終処分）で、燃やせないごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合で、越廼・清水区域の燃やせるごみ及び燃やせないごみは鯖江広域衛生施設組合で行っている。

その内、福井市クリーンセンターについては、平成3年4月の稼働から27年が経過し、その間、排ガス高度処理設備等の改修（平成12～14年度）や、長期稼働に伴う老朽化対応としてボイラー水管の修繕（平成19～20年度）及び監視システムの更新（平成20～21年度）を行ってきた。さらに「福井市クリーンセンター長寿命化計画（平成22年11月策定）」に基づく基幹的設備の大規模改修工事（平成23～26年度）を行い、施設の延命化（改修後11年間稼働）を図っているが、計画では平成37年度までの稼働予定となっており、新たなごみ処理施設等の整備に向けて、具体的な検討を進める時期にきている。

また、本市では、平成28年度に策定した「第七次福井市総合計画」において、「環境にやさしい持続可能なまちをつくる」を政策の一つに掲げており、その中で環境負荷低減や廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）、資源物及び廃棄物の適正処理の取組を推進している。

これらのことから、本事業は、本市における長期的な視点に立ったごみの適正処理を維持するため、燃やせるごみの焼却処理を行う福井市新ごみ処理施設を整備することを目的とする。

3.3 対象事業の規模

処理能力 275 t/日

対象事業の規模等の概要は、上位計画（「新ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年3月 福井市））において、廃棄物焼却施設の処理能力は275 t/日とされている。

福井県環境影響評価条例における第一種事業の要件は、ごみ焼却施設で処理能力100 t/日以上であるため、これを上回る。

3.4 対象事業の内容

3.4.1 対象事業実施区域

新ごみ処理施設の対象事業実施区域は、福井市が平成28年度に策定した新ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）及び現在策定中の新ごみ処理施設整備基本計画の策定委員会（以下「基本計画策定委員会」という。）での検討や配慮書への意見を踏まえ、図 3.4-1 のとおりとした。

住所：福井県福井市寮町地内

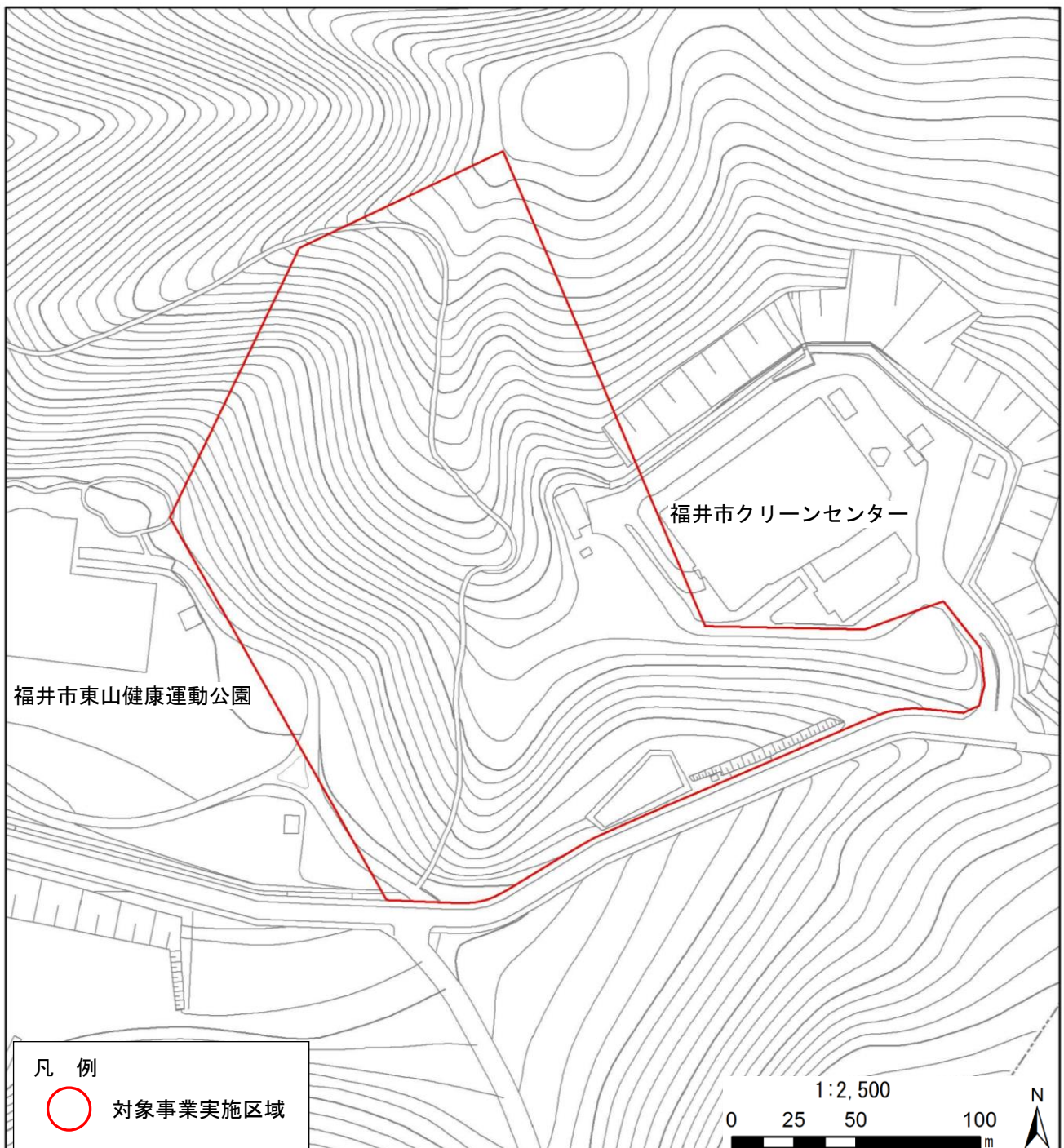


図 3.4-1 対象事業実施区域

3.4.2 対象事業実施区域の選定の経緯

基本構想の策定にあたり、建設候補地に関する条件として表 3.4-1に示す5つの項目を定め、事業性、経済性、安全性とともに、周辺や地域の環境面への配慮を踏まえ候補地の検討を行った。

表 3.4-1 建設候補地に関する条件

項目	建設候補地に関する条件
ア 建物面積	・新ごみ焼却施設の面積は、プラントメーカーへのアンケート調査結果より、約 6,000㎡ とする。
イ 収集運搬	・ごみの収集運搬効率がよく、ごみの収集運搬車両数に見合うとともに、収集運搬車両の大型化に対しても、道路の新設あるいは改修を必要としない、若しくは比較的経済的に新設あるいは改修を実施することが可能な場所とする。
ウ 用地条件	・防災面に配慮するため、自然災害の危険性がある地域（地滑り防止区域、急傾斜地崩落危険区域及び活断層等）は避ける。 ・自然環境を保全するため、自然公園地域、自然環境保全地区（鳥獣特別保護区など）、風致地区等には設けない。 ・農業振興地域内の農用地や保安林の指定されている場所は避ける。
エ 周辺条件	・騒音、振動、悪臭等の影響を及ぼさないように敷地面積を十分確保できる場所とする。 ・日照障害や電波障害を及ぼさない場所とする。 ・電力、電話、水等の設備の整備が困難でない場所とする。 ・学校、幼稚園、保育園及び病院等に近接していない場所とする。
オ 将来計画と土地利用	・周辺地域の発展等将来の状況変化に対して支障のない場所とする。

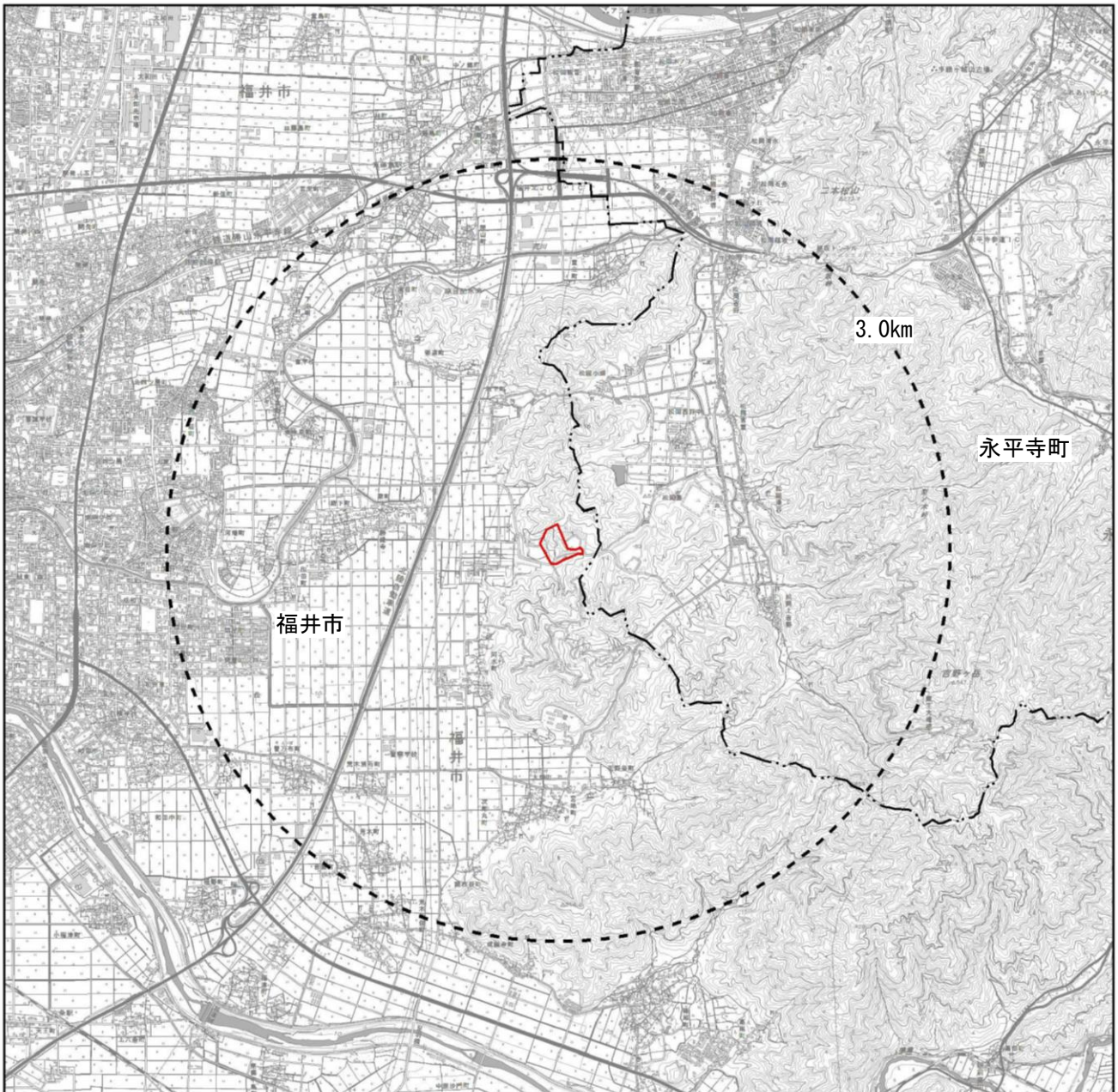
その結果、上記の条件を満足しているとともに、既存施設や敷地を利用した一体的な整備ができること、市有地であり用地の取得の必要が無いこと、市街地から近く道路が整備されており収集運搬の効率がよいこと、東山健康運動公園プールを有効利用できるとの理由から、現在の福井市クリーンセンター西側の隣接地を建設候補地として選定した。

また、具体的な対象事業実施区域の範囲については、基本計画策定委員会での検討や配慮書への意見を踏まえて設定した。

3.4.3 環境影響の範囲

本事業による環境影響の範囲（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の範囲）は、ごみ処理施設（焼却）という事業特性を踏まえ、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を包含する範囲として、次の点を勘案し、対象事業実施区域の中心から半径約3.0kmの範囲とする。

- ・廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査に関して技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置する福井市クリーンセンターについて、昭和62年3月の環境影響評価調査報告書の中で排ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設（当時計画で345t/日）であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は1.5kmとなっている。したがって、大気質の影響範囲については、安全側の観点から福井市クリーンセンターでの最大着地濃度地点（1.5km）の2倍とし、3.0kmとする。
- ・その他の項目は、水質については建設工事に伴う排水が流入する最寄河川（荒川合流点）までの距離が約2km、動植物、景観、人と自然との触れ合い活動の場の調査範囲については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔1〕（平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会）」においてそれぞれ、動植物が200m、景観が3km、人と自然との触れ合い活動の場が500m程度とされている。
- ・以上のことから、環境影響の範囲については、最も影響範囲が広い大気質及び景観の範囲を踏まえ、対象事業実施想定区域の中心から半径約3.0kmの範囲とする。



凡 例

— · · — 市町界

○ 対象事業実施区域

○ 環境影響の範囲

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用したものである。

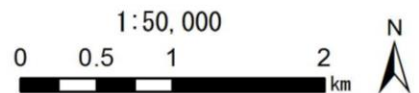


図 3.4-2 環境影響の範囲

3.4.4 工事着手予定

工事着手予定は以下に示すとおりである。

平成33年度（2021年度）：造成工事

平成35年度（2023年度）：建設工事

3.4.5 供用開始予定

供用開始予定は平成38年度（2026年度）とする。

3.4.6 施設計画

施設計画として、施設概要、環境保全目標及び環境配慮の方針を以下に示す。

(1) 計画施設の概要

1) 将来のごみ処理体制

本市の将来のごみ処理体制は図 3.4-3に示すとおり、以下の体制とする。

- ・ 広域体制を見直し、鯖江広域衛生施設組合（鯖江クリーンセンター）における処理から撤退する。
- ・ 燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみについて、福井市全域を処理対象とした「新ごみ処理施設」を整備する。
- ・ 燃やせないごみについては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（広域圏清掃センター）での処理を継続する。

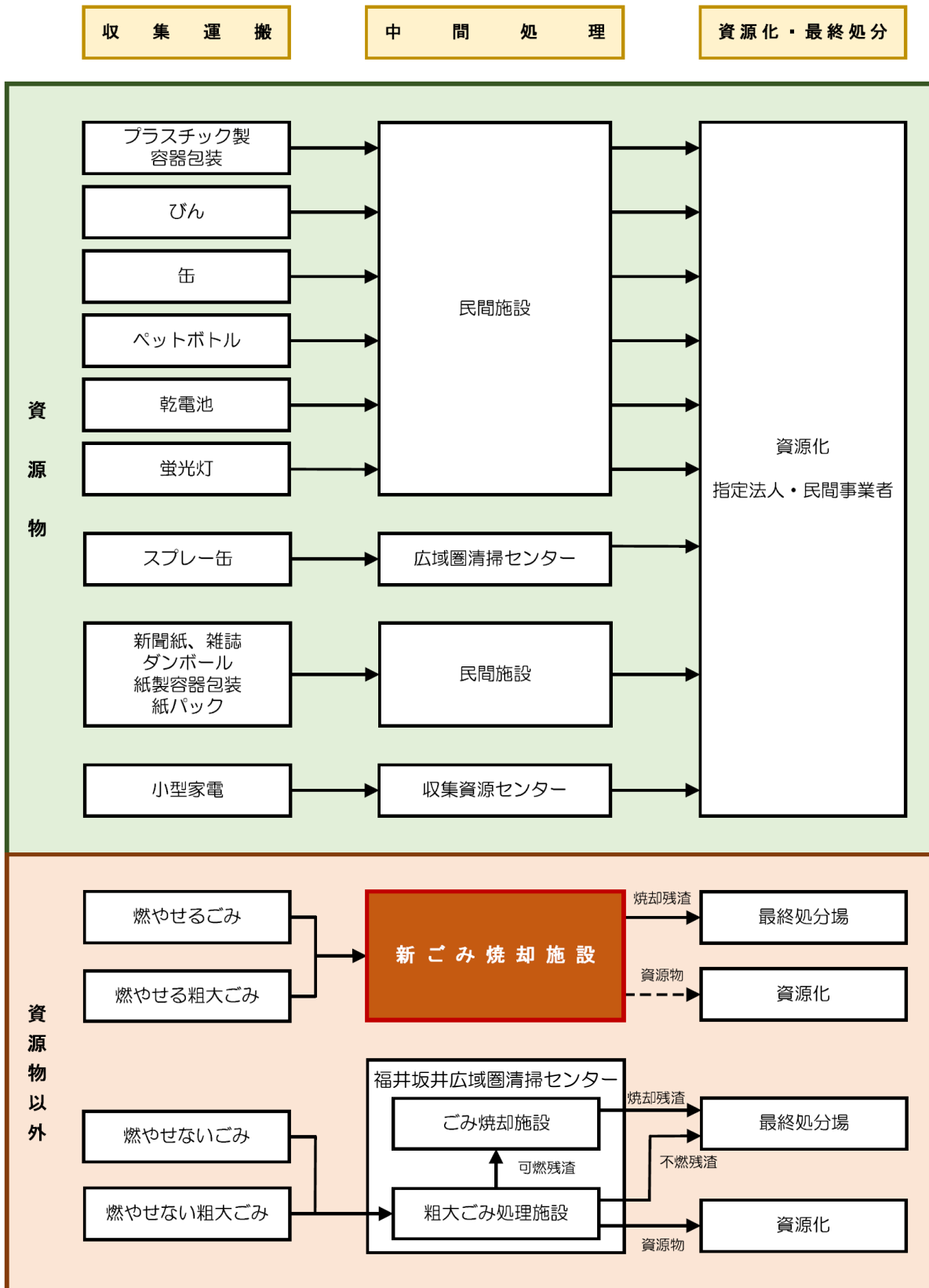


図 3.4-3 将来のごみ処理体制

2) 新ごみ処理施設整備の基本方針

新ごみ処理施設整備基本構想において、新たに整備するごみ処理施設の整備に係る基本方針を以下のとおり定めている。

(a) 基本方針1 環境にやさしい市民に親しまれる施設

- ・ 環境汚染物質の発生を抑制し、周辺環境への負荷を低減する施設とする。
- ・ 温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に寄与する施設とする。
- ・ 地域の発展に寄与し周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。

(b) 基本方針2 循環型社会の形成に寄与する施設

- ・ 3Rの取組等、環境学習機能を備え、「おとましい」を行動に移す市民を育む施設とする。
- ・ エネルギーを効率的に回収し、有効利用を図る施設とする。

(c) 基本方針3 安全で災害に強い施設

- ・ 耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が可能な施設とする。
- ・ 災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理機能を有した施設とする。

(d) 基本方針4 経済性・効率性に優れた施設

- ・ 施設の整備から運営・維持管理等のライフサイクルコストの低減を図る施設とする。
- ・ 安定的な運転管理が容易に行える施設とする。

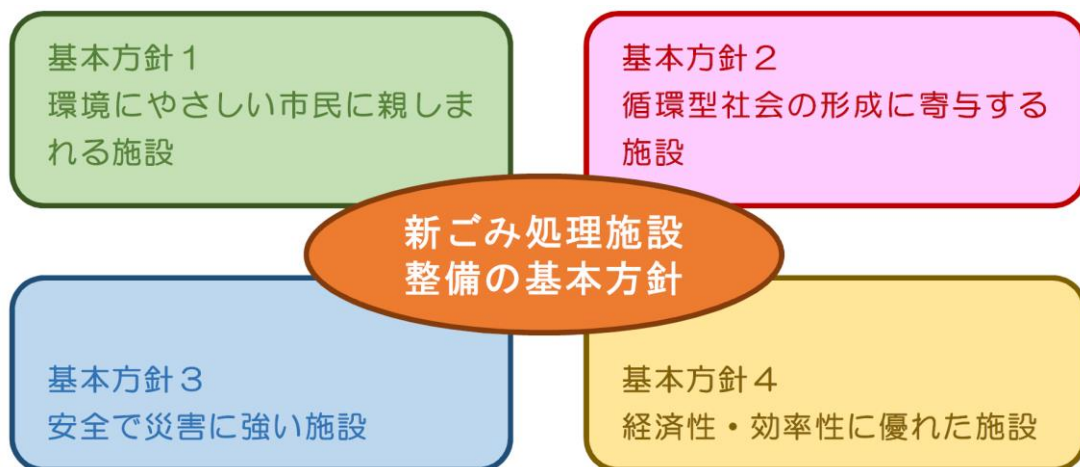


図 3.4-4 新ごみ処理施設整備の基本方針

3) 新ごみ処理施設

施設規模、処理対象ごみ、計画ごみ質、処理方式については、基本構想及び基本計画策定委員会において検討を行っており、以下の内容とする。

なお、施設規模は、可能な限りの分別の徹底やごみの更なる減量化に向けた各種施策の実行に努めることを前提としたものであり、ごみの減量化を最大限考慮したごみ排出量を基に設定した値である。今後、基本設計等をする過程において、最新のごみ量等を精査し、可能な限り処理能力を小さくするよう努めていく。

(a) 施設規模

新ごみ処理施設の施設規模は、表 3.4-2に示すとおりである。

施設が供用を開始する平成38年度におけるごみの排出量の予測を行い、その排出量を適正に処理できる施設規模を算定した。さらに、災害が発生した場合の災害廃棄物の処理を考慮した余裕率（災害ごみ処理余裕率）を見込むこととし、新ごみ処理施設の施設規模は275t/日とした。

表 3.4-2 新ごみ処理施設の施設規模

項目	単位	内容
焼却処理対象物量	t/年	67,309
施設規模	t/日	250
災害ごみ処理余裕率	%	10
必要施設規模	t/日	275

(b) 処理対象ごみ

新ごみ処理施設の処理対象ごみは、表 3.4-3に示すとおりである。

表 3.4-3 新ごみ処理施設の処理対象ごみ

項目	処理対象ごみ
燃やせるごみ	生ごみ、紙おむつ、紙・布類、木くず、紙くず、皮革・ゴム類、廃プラスチック類等
燃やせる粗大ごみ	家具、布団、じゅうたん、たたみ等

(c) 計画ごみ質

新ごみ処理施設の計画ごみ質は、表 3.4-4に示すとおりである。

ごみ質は、現施設である福井市クリーンセンター及び鯖江クリーンセンターのごみ質を基に算出した。

表 3.4-4 新ごみ処理施設の計画ごみ質

項目	単位	計画ごみ質		
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	56.22	46.60	36.51
灰分	%	5.53	5.87	6.53
可燃分	%	38.25	47.53	56.96
低位発熱量	kJ/kg	7,000	9,300	11,600
単位容積重量	kg/m ³	210	190	170

(d) 処理方式

処理方式については、基本構想において、焼却ストーカ方式、焼却流動床方式、熔融シャフト炉方式、熔融流動床炉方式の4方式から検討のうえ選定することとしていた。その後、基本計画策定委員会において、4方式について中間処理性、環境性、循環型社会性、安全性、経済性などから総合的に評価し、焼却ストーカ方式とした。なお、環境性についてみると、排ガス量や温室効果ガスの発生量が少ないことから焼却ストーカ方式が最も優位であった。新ごみ処理施設の処理方式は、図 3.4-5に示す焼却ストーカ方式とする。

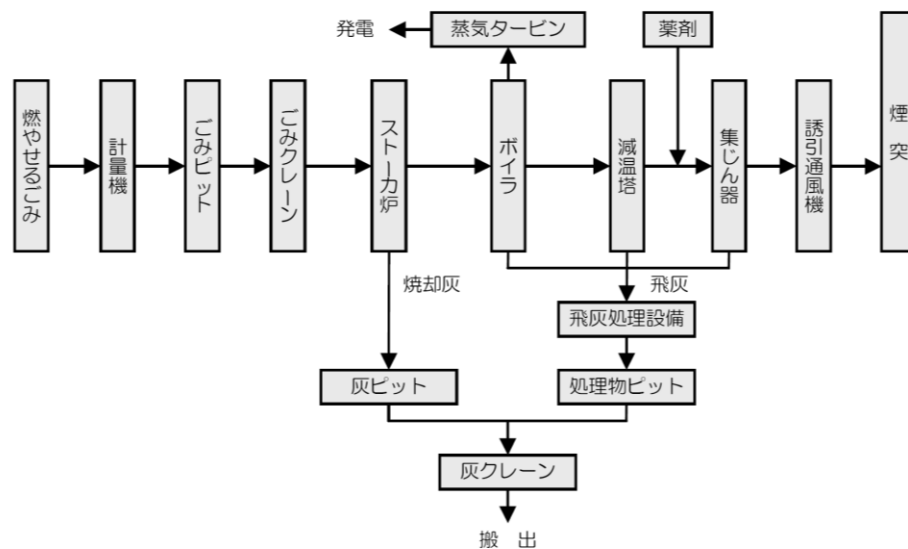


図 3.4-5 焼却ストーカ方式の処理フローシート

(2) 施設配置計画

本事業の土地利用計画は、表 3.4-5及び図 3.4-6に示すとおりとなっており、対象事業実施区域の面積は約47,000m²である。

造成計画は、対象事業実施区域の北側一部を切土で造成し、南側一部を擁壁と盛土で造成することにより、現有施設とほぼ同じ地盤高の平坦地を中心部に確保する。また、対象事業区域内を集水域とする降雨を調整するため、南西側に新たな調整池を整備する。

施設内の主要な建屋として、工場棟・管理棟・計量棟・煙突及び各種付帯設備（危険物貯蔵庫、洗車場、駐車場等）がある。これらの建屋配置については、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置し、定期補修整備等の際に必要なスペースの用意や、機器の搬出入口への容易な接近についても検討し、また、造成範囲の最小化と周辺からの景観面に配慮した。

表 3.4-5 土地利用計画

項目	面積(m ²)
対象事業実施区域	47,170
建築物等	4,570
工場棟	4,460
その他（煙突、排水槽、オイルタンク）	110
構内道路	5,090
駐車場	1,490
緑地	34,490
調整池	1,560

(3) 燃料の使用計画

ごみの処理に用いる燃料としては、焼却炉の立上げ、立下げ時の助燃材として灯油を用いる計画である。

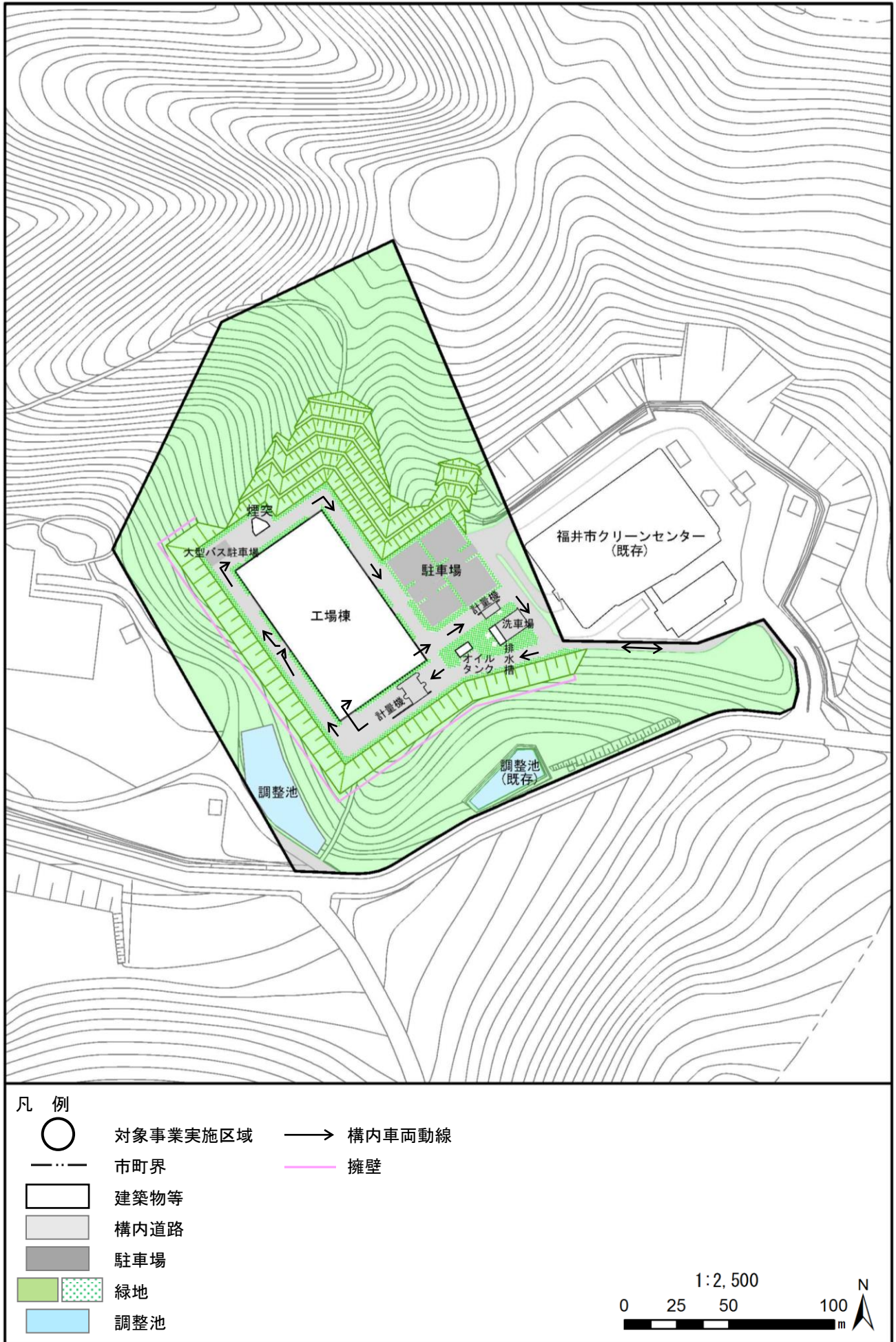


図 3.4-6 施設配置計画図

(4) 環境保全目標

本事業に係る環境保全目標は表 3.4-6に示すとおりであり、いずれも法規制値かこれを下回る環境保全目標値としている。

なお、水質については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムであるため、排水の環境保全目標は定めないこととしている。

表 3.4-6(1) 本事業に係る環境保全目標（大気質）

項 目		本事業に係る環境保全目標	法規制値等	
大気質 (排出ガス)	ばいじん (g/m^3_N)	0.008	0.04以下	大気汚染防止法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)
	塩化水素 (HCl) (ppm)	25	約430以下 ($700mg/m^3_N$ 以下)	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉)
	硫黄酸化物 (SO_x) (ppm)	25	K値=7.0	大気汚染防止法
	窒素酸化物 (NO_x) (ppm)	50	250以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉 (連続炉))
	水銀 ($\mu g/m^3_N$)	30	30以下	大気汚染防止法 (平成30年4月1日から施行)
	ダイオキシン類 ($ng-TEQ/m^3_N$)	0.05	0.1以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)

表 3.4-6(2) 本事業に係る環境保全目標（騒音、振動）

項 目	時間帯	本事業に係る環境保全目標 (デシベル)	法規制値等 (デシベル)	
騒音 (敷地境界)	6:00～ 8:00	55	60以下	福井市公害防止条例 (その他の区域)
	8:00～ 19:00	60	65以下	
	19:00～ 22:00	55	60以下	
	22:00～ 6:00	55	55以下	
振動 (敷地境界)	8:00～ 19:00	60	65以下	福井市公害防止条例 (その他の区域)
	19:00～ 8:00	55	60以下	

表 3.4-6(3) 本事業に係る環境保全目標（悪臭）

項 目		本事業に係る環境保全目標	法規制値等	
悪臭 (敷地境界)	臭気指数	12	15	福井市公害防止条例 (その他の区域)

(5) 環境配慮の方針

本施設では、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・適切な排ガス処理設備を設置し、大気汚染物質の発生抑制を図る。排ガス処理設備の具体については、処理方式の検討に合わせて決定する。
- ・各設備における定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行う。
- ・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。
- ・粉じんが発生する箇所や機械設備には、集じん設備や散水設備を設けるなど、粉じん対策を講じる。

2) ダイオキシン類防止計画

- ・燃焼温度（850℃以上）、ガス滞留時間（2秒以上）等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生抑制を図る。
- ・定期的な調査を実施し、適正な管理を行う。

3) 水質汚濁防止計画

- ・生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムとする。
- ・工場棟等の屋根やアスファルト舗装面に降った雨水は、積極的に再利用する。その他の造成法面等に降る雨水は、調整池で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放流する。

4) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の機器を選定し、騒音・振動の発生抑制を図る。
- ・大型の復水器や冷却塔などの屋外機器は、必要に応じて消音器や防音ルーバを設置する。
- ・送風機類の空気取入れ口等には、必要に応じて消音器を設置する。
- ・外壁に遮音性の高い壁材を採用する。
- ・振動源となる機器は、コンクリート床等の頑丈な基礎に据え付ける。
- ・特に振動が大きな機器は、独立基礎や防振装置等の対策を行う。
- ・機器から振動の影響を受けるダクトや配管は、振動伝搬防止対策を行う。
- ・場内の車両の走行は徐行とする。

5) 悪臭防止計画

【運転中】

- ・プラットホーム出入口は、自動開閉式の扉やエアカーテン等を設置し、外部への悪臭の漏れを防止する。
- ・ごみピット、プラットホーム内の空気を炉内へ吸引し、室内を負圧に保ち、外部への悪臭の漏れを防止する。
- ・プラットホーム等に消臭剤噴霧による消臭を実施する。
- ・ごみピットを気密性の高い躯体区画とすることで、悪臭の漏れを防止する。
- ・ホッパーステージやプラットホームと居室との出入口は、前室を設け、前室は強制的に正圧とし、扉は気密性の高い仕様にする。
- ・ごみクレーン操作室、見学者ホールは、気密性の高い仕様とする。

【停止中】

- ・ごみピット内等の空気を脱臭設備に通し、屋外に排出する。

6) 景観保全計画

- ・周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。
- ・福井市景観条例における「田園景観形成ゾーン」に含まれるため、田園景観に配慮した形状、色彩、デザインとする。
- ・建築物の周辺などに植栽を行う。

7) 余熱利用計画（発電、蒸気等）

- ・発電や余熱利用施設へのエネルギー供給等を視野に入れながら、ごみの焼却により発生する熱エネルギーを無駄なく効果的に利用する。

8) 災害発生時の処理計画

- ・耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が可能な施設とする。
- ・災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理能力を有した施設とする。
- ・災害時に電気や水等の供給が受けられない場合においても、一定期間、施設の稼働が継続できるよう、必要な設備内容や対策等を検討する。

3.4.7 収集計画

搬入出車両の計画車両台数を表 3.4-7に、主要走行ルートを図 3.4-7に示す。

搬入車両の主要走行ルートは現在と同様であり、既存の道路を利用して施設にアクセスする計画としている。

表 3.4-7 搬入出車両の計画車両台数（片道台数）

区分		平均車両台数 (台/日)
搬入 車両	収集可燃ごみ	74
	直接粗大ごみ（可燃）	51
	直接搬入ごみ（可燃）	63
	消石灰・セメント等	2
	その他（動物）	4
搬出車両（焼却残渣等）		2
合 計		196



図 3.4-7 施設利用車両の主要走行ルート

3.4.8 取水計画

現有施設では深さ約30mの揚水井があり、年間約25,000m³の地下水を取水しており、ボイラー水や機器冷却水などに利用している。新ごみ処理施設においても同様の取水利用が見込まれるため、揚水井を設置する計画としている。

3.4.9 排水計画

(1) 施設排水計画

生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムである。

(2) 雨水排水計画

新施設は、林地を造成して整備するため、林地開発・開発指導要綱等に従い、雨水流出抑制池を設置し、放流する。

3.4.10 工事計画

(1) 工事計画

新ごみ処理施設の建設では、造成工事に約2年間、施設の建設工事に約3年を要し、完成までに約5年間の期間を要する。工事計画は表 3.4-8に示すとおりである。

また、主要な工事用車両ルートは、図 3.4-8に示すとおりであり、既存の道路を利用して施設にアクセスする計画としている。

表 3.4-8 工事計画

項目／期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
用地関連					
・造成工事					
施設整備関連					
・実施設計					
・建設工事					

※平成38年度（2026年度）までに稼働予定



図 3.4-8 工事用車両の主要走行ルート

(2) 工事中の環境配慮事項

本施設の工事中には、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・排ガス対策型の建設機械や低公害型の工事用車両を使用する。
- ・工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事用車両、建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・工事区域の散水、出口の路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄により粉じんの飛散を防止する。

2) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の建設機械を使用するほか、工法にも留意する。
- ・工事用車両の走行に際し、集落周辺道路においては速度に留意して走行することとし、騒音・振動の低減に努める。
- ・工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事区域の周囲に、防音パネルや防音シート等による、防音対策を行う。

3) 水質汚濁防止計画

- ・濁水及び土砂等の河川、水路への流出が生じないように濁水等を一時的に貯留する仮設沈砂池を設置する。
- ・沈砂池からの放流水質（SS、pH等）を監視する。
- ・必要に応じて濁水処理を行い、河川への影響が生じないように放流する。

4) 交通安全計画

- ・交通誘導員の配置により歩行者等の安全を確保する。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事用車両の運転者への安全教育を徹底する。
- ・指定したルートを行行するよう指導する。

5) その他

- ・建設残土が発生した場合は、重金属類等の汚染状況を把握するとともに適切な処分先を確保する。
- ・必要に応じてクレーン等の高さや照明の方法について関係機関と事前協議する。

3.5 複数案からの絞り込み

3.5.1 配慮書で示した複数案

配慮書段階では以下に示すとおり、ゼロオプション、位置、規模については複数案に含めず、配置と構造（煙突高さ）について複数案を示した。

(1) ゼロオプション

現在の福井市クリーンセンター（ごみ処理施設）は、平成3年4月の稼動から27年が経過し、その間、長寿命化のための大規模改修工事を行い、施設の延命化を図っていることを考慮し、平成28年度に策定した新ごみ処理施設整備基本構想において、新施設整備が必要であると結論付けられた。

このため、ゼロオプション（事業を実施しないこととする案）は複数案に含めない。

(2) 位置

計画施設の位置の選定には、長期的な視点に立ったごみ処理計画や地域住民との協議等を要し、上位計画（「新ごみ処理施設整備基本構想」）において位置づけられていることから、福井市クリーンセンター西側の隣接地の単一案とする。

(3) 規模

計画施設の処理能力は、処理対象地域のごみ排出量の将来予測等に基づき設定する必要があり、上位計画（「新ごみ処理施設整備基本構想」）において処理能力は275 t/日とされていることから、単一案とする。

(4) 配置

事業実施想定区域内での煙突、建屋等の施設配置については、既存の福井市クリーンセンターと同じく東西長辺案（A案）と、南北長辺案（B案）の複数案を設定した。

なお、焼却棟の建築規模は、長さ100m、幅60m、高さ40mを想定した。

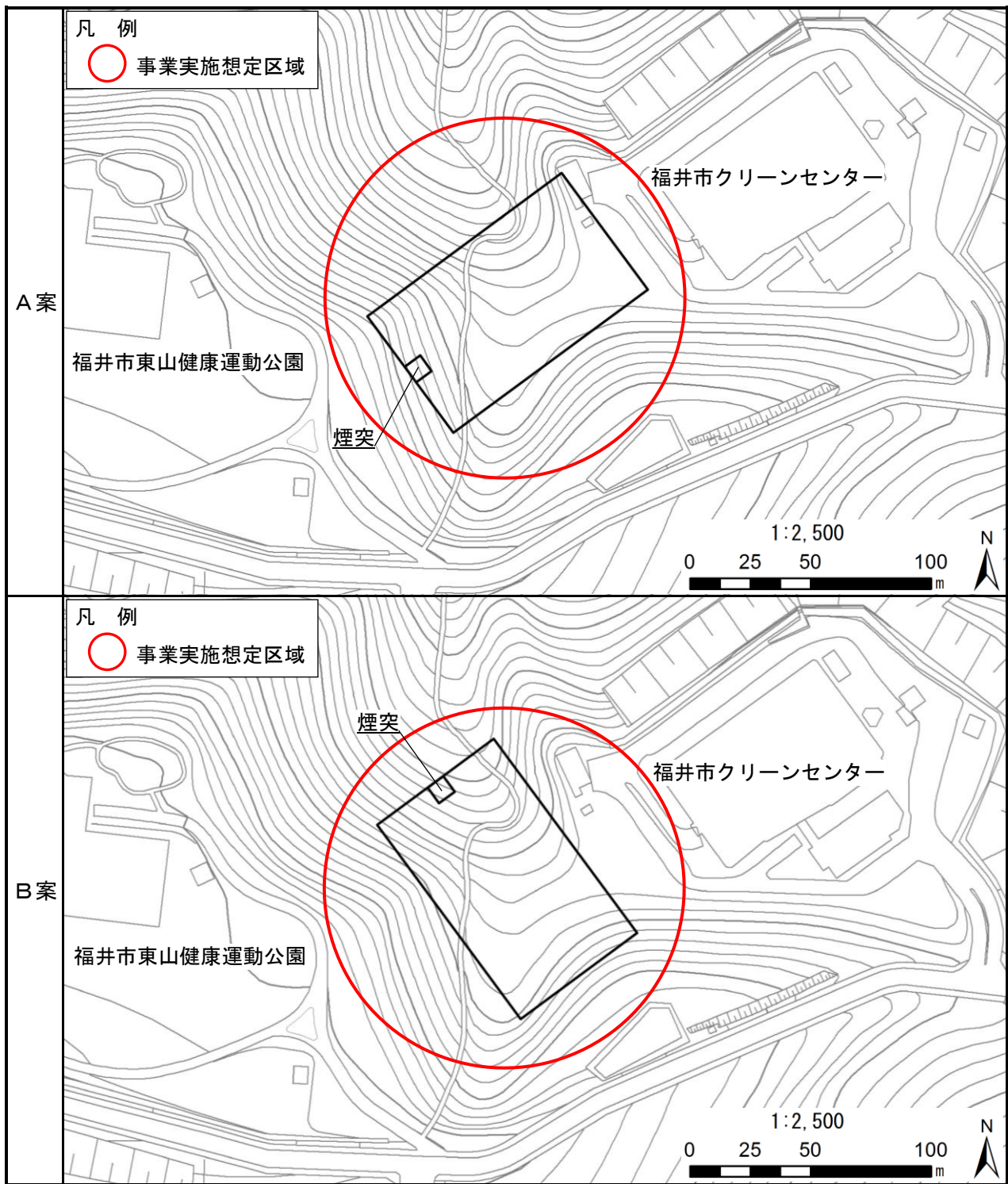


図 3.5-1 計画施設配置の複数案

(5) 構造（煙突高さ）

計画施設の煙突高さについては、既存の福井市クリーンセンターと同じ80m（X案）と、全国で実績が多い59m（Y案）の複数案を設定した。

3.5.2 複数案からの絞り込みの考え方

配慮書段階で複数案を示した配置と構造（煙突高さ）については、以下の考え方により絞り込みを行った。

(1) 配置

計画施設の配置については、以下の観点から複数案として、東西長辺案（A案）、南北長辺案（B案）を設定した。

- ・ごみ収集車や一般のごみ搬入車両、工場内設備の維持管理車両などの動線が錯綜しないように考慮した計量棟やプラットフォーム（ごみの投入場所）の配置が必要である。
- ・造成範囲を可能な限り小さくするため、施設への出入口からできる限り計量機やプラットフォームまでの距離が短いことが望ましい。
- ・焼却施設内の設備の配置は、処理の流れから①ごみピット、②焼却炉本体、③排ガス処理施設、④煙突等の順序で配置される。このため、プラットフォームと煙突は長辺のそれぞれ反対側に配置される。

これらの複数案について、配慮書での検討結果や知事意見等を踏まえ以下の3つの観点から検討を行った。

なお、上記以外の複数案の検討については、既存施設との一体的な土地利用が難しく、また、造成面積も大きくなってしまいうことから行っていない。

検討結果は表 3.5-1に示すとおりであり、建物の安全性及び造成面並びに景観面を考慮し、南北長辺案（B案）を採用することとした。

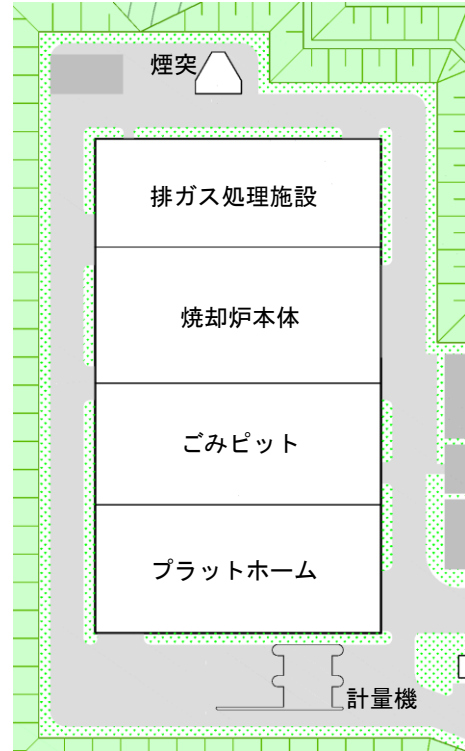


図 3.5-2 施設配置図（B案）

表 3.5-1 複数案からの絞り込みの結果

検討の視点	検討結果
①建物（煙突）の安全性	南北長辺案（B案）では煙突が北側の切土面に、東西長辺案（A案）では西側の盛土面に配置される。煙突の設置にあたっては、耐震性の確保のため基礎をより深くする必要があるとともに盛土面に設置することは望ましくないため、南北長辺案（B案）が望ましい。
②造成面の最小化	東西長辺案（A案）に比べ南北長辺案（B案）のほうが、切土、盛土の範囲を最小限にとどめられるとともに、切土、盛土量のバランスにも配慮できる可能性が高く、残土発生量を減らすことによる環境負荷の低減を図ることができる。
③東山運動公園からの景観	南北長辺案（B案）は煙突配置位置が近隣の集落や隣接した東山健康運動公園より遠くに配置されることにより、各眺望点からの仰角が小さくなるほか、西側への張り出しの少ないため、高木植栽等により建屋の視野範囲を小さくできる可能性がある。

(2) 構造（煙突高さ）

計画施設の煙突高さについては、複数案として、既存の福井市クリーンセンターと同じ80m（X案）と、全国で実績の多い59m（Y案）を設定した。

これらの複数案について、配慮書での検討結果や知事意見等を踏まえ検討を行った。なお、上記以外の複数案として、大気環境の観点から更に煙突高さを高くすることも考えられたが、既存の福井市クリーンセンター周辺の大気汚染常時監視測定局の結果から大気環境面での問題が生じていないことから、煙突高さについては最大で現有施設と同じ80mとした。

配慮書での検討結果では、最大着地濃度は煙突高さ80mでの値に比べ、煙突高さ59mの方が1.28～1.38倍（比較的高濃度が出現する気象条件の場合）になると予測されるものの、煙突からの排ガス濃度は地上レベルでは十分拡散されることから、環境中のバックグラウンド濃度に比べ、十分小さな濃度になると考えられ、いずれの案についても環境配慮を講じることで、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価した。これを踏まえ、現状からの環境負荷の低減及び、煙突高さが現状よりも低くなった場合の環境配慮として、新たな施設については、現有施設における自主規制値を大きく下回る環境保全目標（表 3.5-2参照）を設けることとした。

煙突高さについては、現段階では決定していないが、福井市クリーンセンターについて昭和62年3月にまとめた環境影響評価調査報告書の結果や、方法書の結果に基づいて実施される調査の結果を踏まえ、地域住民との合意形成を図るなかで準備書作成までに確定し、確定した煙突高さに基づき周辺環境への影響を検証していく。なお、計画段階環境配慮書に対する県知事の意見において、「事業実施想定区域の周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在する。（中略）煙突の高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、逆転層などの短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。」とされていることから、これらを十分に踏まえた、予測・評価を実施していくこととする。

表 3.5-2 本事業に係る環境保全目標（大気質）

項 目		本事業に係る 環境保全目標	既存施設の 自主基準	法規制値等	
大気質 (排出ガス)	ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.008	0.05	0.04以下	大気汚染防止法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)
	塩化水素 (HCl) (ppm)	25	100	約430以下 ($700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以下)	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉)
	硫黄酸化物 (SO_x) (ppm)	25	50	K値=7.0	大気汚染防止法
	窒素酸化物 (NO_x) (ppm)	50	150	250以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉 (連続炉))
	水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	30	—	30以下	大気汚染防止法 (平成30年4月1日から施行)
	ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.05	1.0	0.1以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)

【参考】

既存のごみ処理施設は、表 3.5-3及び図 3.5-3に示すとおりである。

表 3.5-3 市のごみ処理施設の概要

項目	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏 事務組合清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	ごみ処理施設 (焼却施設)	ごみ処理施設 (焼却施設)	粗大ごみ 処理施設	ごみ処理施設 (焼却施設)	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町 50号41番地	あわら市笹岡 33号3番地の1		鯖江市西番町 15号11番地	
敷地面積	14,100m ²	20,200m ²		22,300m ²	
建築面積	5,204m ²	14,243m ²		3,304m ²	2,533m ²
建設年月	平成3年3月	平成7年9月		昭和61年4月	平成5年4月
処理能力	345 t/日	222 t/日	90 t/5時間	120 t/16時間	50 t/5時間
基数	115 t/日×3基	74 t/日×3基	1基	60 t/16時間 ×2基	1基
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	回転式 破砕機	准連続燃焼式 流動床炉	回転式 破砕機

出典：「新ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年3月 福井市）をもとに作成



出典：「新ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年3月 福井市）

図 3.5-3 既存施設位置図

